

特別な場合に関する詳細

入学検定料の返還対象者

以下のいずれかのケースに該当し、入学検定料返還願が受理された場合は入学検定料を返還いたします。なお、振込・支払に係る手数料については返還できません。

1. 書類未提出：入学検定料を納入したが出願書類を期間内に提出しなかった。
2. 期間外振込：振込期間後に振込んだ場合。
3. 過剰納入：入学検定料を適正な額より多く納入した。
4. 出願不受理：入学検定料を支払い、出願書類を提出したが、出願書類の不備や出願資格を満たさない等の理由により出願が受理されなかった。
5. その他：本学が認める特別な理由により入学検定料返還の対象となった。

入学検定料の返還請求方法

まずは、当校へお電話ください。必要書類（入学検定料返還願）をお送りします。

本学指定の「入学検定料返還願」の太枠内に必要事項を記入し、入学検定料を納入した際の証憑類を裏面に貼付してください。

なお、入学検定料返還願が受理されてから指定の口座に入学検定料を振込むまで3週間程度時間がかかりますので予めご承知おきください（入試期間中を除く）。